

第1回指定管理者選定委員会会議録要旨

●開催日時 平成25年5月27日（月）午前9時30分～

●開催場所 別館特別会議室

事務局) 資料の確認

- ・レジメ
- ・施設の概要について
 - (1)介護保険課所管施設
 - (2)生涯学習課所管施設

オブザーバーの紹介

今回より、指定管理者の選定過程における公平性確保の観点から、「指定管理者選定委員会設置要綱」に基づく外部意見を取り入れるため、現在、本市の政治倫理審査会員をはじめ公平委員会委員や個人情報保護制度運営審議会委員をお願いしている司法書士の杉野貴人様にオブザーバーとして参加していただく。

杉野様には最後の指定管理候補者の決定まで会議に参加いただき、様々な意見をいただきたい。

委員長) それでは、レジメにそって進める。

- 1 平成25年度指定管理者選定事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局) 公共施設の管理運営に専門的な経営ノウハウを持った民間活力を導入することにより、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、本市においても関係例規を整備し、平成18年度から指定管理者制度を導入した。今回、平成26年3月をもって指定期間が終了する施設を中心に審議いただくが、本市指定管理者制度も4期目となり、更なる制度の充実に向け、昨年4月に「指定管理者制度導入方針」の一部改定を行うとともに、先の「中間市行政経営改革有識者会議」の答申においても、施設の効率的かつ効果的な目的達成に向け、不断の見直しの必要性を指摘されている。本日は、介護保険課と生涯学習課からそれぞれ提案を行う。

委員長) 介護保険課から「施設概要調書」に基づき説明をお願いします。

介護) 松ヶ岡デイサービスセンターについて、平成8年4月に開設し、開設時から西日本医療福祉総合センターが公設民営として運営を開始し、平成18年4月から指定管理者制度に移行した。開設当時は、市内に民間のデイサービスセンターが1施設しかなく、高齢者福祉の充実を図るためには、公的機関が施設を開設し、サービスを提供する必要があったが、平成12年に介護保険制度が施行されてからは、市内施設の整備が充実し、現在は民間のデイサービスセンターが23施設あることから、現状において、公的機関が当該施設を所有しなければサービスの低下を招く状況という状況ではなくなり、開設当初の役割は終え

たものと判断している。また、当該施設は開設から 17 年を経過し、既に建物の修繕料等も発生していることから、今後、多額の修繕料が予想される。

以上のことから、今後は民間活力を活かし、一層のサービスの向上を図り、また、今後の施設維持の経費等を考慮し、民間への有償譲渡を検討したい。

続いて、太陽の広場だが、当該施設も平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、利用者が高齢者中心であり、中間市老人クラブ連合会との密接な関係がある。また、開設当時から同連合会が施設内に事務局を設置し、市内の単位老人クラブとの関係を密にし、高齢者の生きがいをづくりの拠点として高齢者福祉の増進に寄与しており、市としても、同連合会の育成は高齢者対策事業の一環として位置づけている。

以上のことから、引き続き中間市老人クラブ連合会に当該施設の管理運営を任せたい。

委員長) 確認だが、松ヶ岡デイサービスセンターは、当初の設置目的は達成されたということから、民間への売却の方向で検討、太陽の広場については、引き続き中間市老人クラブ連合会を再指定したいということか。

そして、太陽の広場は、指定期間を 5 年間、指定管理料は年間 150 万円、5 年間 750 万円ということによいか。

介護) その通りである。

委員長) 質問や意見はあるか。

委員) 松ヶ岡デイサービスセンターは、施設の民間譲渡となれば、選定委員会で審議する必要はなくなる。もし民間譲渡が不調に終われば、また指定管理という形になると思うが、意思決定までの過程や進め方、スケジュール感をどのように考えているか。

介護) まだ詳細には検討していないが、再度、指定管理となれば、12 月議会に議案上程する必要があるので、遅くとも 10 月までには、譲渡か指定管理継続かの結論を出す必要があると考えている。

事務局) 確かに、最終は 10 月となるが、事務局としては、方向性だけは早く出していきたい。

委員長) 事務局はどのくらいのスケジュールで考えているのか。

事務局) 6 月 17 日開催予定の次回の会議で方向性を出していただき、その後、実質的な事務折衝に入っていただき、その結果を 9 月までに出していただきたい。

委員長) 委員の意見はあるか。

委員) 施設の移譲は、市の方針として一般入札で進めるのか、まず現指定管理者である西日本医療福祉総合センターに話を持っていくのか、やり方が何通りかある。その方針も早めに決めないといけないと思う。

委員) 民間譲渡という意思決定は、ものすごく大きな問題であり、次回6月17日までにできるか疑問だ。

委員) 同意だ。時間的にも非常に厳しい。市の方針もだが、交渉のやり方も色々ある。所管課としては施設の用途、設置目的は達成されたというのが原点なので、市長の考えを確認する必要もある。

事務局) 選定委員会のスケジュールはあくまで公募を前提に、逆算して組んでいる。次回、公募するのかわからないかだけでも決めていただきたい。

委員) 指定管理者を公募しなければ、スケジュールがずれ込んでも間に合うということか。

事務局) はい。指定管理者を非公募という形で決めるということであれば、ずれ込んでも構わない。

委員) もし指定管理ということになれば、当然、今までの実績や利用者との関係などからすれば、非公募になると思う。

委員長) 西日本医療福祉総合センターが、デイサービスだけでなく、ライフサポートアドバイザーを派遣して、高齢者の安否確認まで行っていることは認識している。

介護) 松ヶ岡県営住宅の生活援助員の派遣事業も行っている。実際に受け手が少ない生活援助員派遣事業にも積極的に取り組んでもらっている。

委員長) 平成8年からこれまで16、7年間、築き上げてきた入居者とアドバイザーとの人間関係、信頼関係などもあるので、その辺りも含んだ中で各委員に判断していただきたい。では、次に生涯学習課から説明をお願いする。

生涯) 市民会館は、平成8年に市民の教育文科活動の支援を図り、もって豊かな文化を育み、感性あふれる人づくりを通じて文化のかうまちづくりに寄与するということを目的に設置され、文化振興財団を指定管理者として指定している。今回、平成26年度からの指定管理者についても、引き続き財団に管理運営をお願いしたい。

理由は、会館の運営の専門性である。中核である大・小ホール舞台演出等の要望に応えるには、設置機器等に精通した非常に専門性の高い操作技術や経験が必要である。これらは、外部業者に再委託されているが、業務の監督管理にも専門的知識が不可欠である。

なお、今後は、財団の職員を専門技術者として養成していく計画である。

また、施設管理面でも、16年が経過し維持補修が出てきているが、財団の自主財源による修繕も協力してもらっている。

さらには、指定管理料についても、平成18年度以降、経費削減にも取り組んでおり、平成18年度1億7,150万円から、平成24年度1億5,643万円と年平均で約2%の減額を行っている。

重要なポイントだが、市民会館は、地域との連携をテーマに様々な事業を展開しており、毎年10万人以上が利用し、市民の文化意識の向上に貢献している。また、中間市文化連合会の事務局も担当し、地域住民が芸術文化活動に触れる機会の提供に努めている。

このような理由により、本市における芸術文化活動の拠点として、ハーモニーホールは公益性を重視した管理運営が望ましいとの理由から公募せず、引き続き文化振興財団を指定管理者と考えている。

次に、指定管理料だが、平成24年度経費1億360万円と同額を考えている。

また、利用料金が安いというご指摘もあることから、料金設定についても検討し、自主事業についても生涯学習課ができる限り計画に関与し内容の充実、収益増を図りたい。

図書館) 次に、市民図書館について説明する。図書館は、民間手法を取り入れた、管理運営全てを公募による指定管理への移行を提案する。

現在、文化振興財団を指定管理者とし、施設の管理運営の一部を指定管理者として導入している。しかし、平成22年6月に「中間市民図書館あり方に関する検討会」を設置し、指定管理者導入の議論を重ね、民間の活力を用いた施設運営を行うことにより、利用者のサービス水準の向上を図ることが適当であると示された。

次に、指定管理者制度の効果だが、管理運営経費の節減と図書館サービスの維持・向上、そして開館時間の延長である。

次に、指定管理料については、近隣図書館等も参考にし、年〇〇〇円としたい。また、指定期間は、5年間を提案する。

生涯) 次に、地域交流センター、歴史民俗資料館だが、現時点においては、平成26年度以降も直営で運営を行いたい。

引続き、社会体育8施設についてだが、公募せず中間市体育協会を指定管理者として考えている。現在の文化振興財団による指定管理状況は、あくまで体育施設の維持管理が主であり、市民の健康増進や体力向上を目的とした市民事業等が充実しておらず、その本来の役割を担える団体は、中間市体育協会である。体育協会は、加盟競技団体と年間13のスポーツ大会を計画・実施している。また、体育施設の利用者の多くが体育協会加盟団体に所属している。体育協会を指定管理者とすることにより、様々な行事を通じてより市民の健康増進や体育向上が図れる。また、スポーツ教室などのソフト事業についても、民間の大手スポーツ企業と提携を図り、より充実した市民のためのスポーツ振興の実現が可能になると考えている。

指定管理料だが、〇〇〇円を考えている。

委員長) これまで文化振興財団が一括して管理していたものを、今回、市民サービスの向上の観点から、文化施設と体育施設を分け、それぞれ専門性を発揮しやすい環境を整えるという考え方でよいか。

生涯) その通りである。

委員長) 整理すると、ハーモニーホールについては公募せず現在の財団を再指定し、指定期間は5年間、指定管理料は年間103,600千円、5年間で518,000千円、また、市民図書館は公募を実施し、指定期間は5年間、指定管理料は年間〇〇〇円、5年間で〇〇〇円、また、体育文化センター他体育施設は、公募せずに体育協会を候補者とし、指定期間を5年間、指定管理料は年間〇〇〇円、5年間で〇〇〇円、そして地域交流センター及び歴史民俗資料館については、当面、現状通りということで、今後、時期をみて指定管理への移行を検討するというのでよいか。

生涯) はい。

委員長) 生涯学習課からの提案について、委員から質問や意見はあるか。

委員) ハーモニーホールと図書館と体育文化センターの指定管理料だが、平成25年度と比較してどのくらいの経費削減の効果があるのか。

生涯) ハーモニーホールは、今年度と同額で考えている。市民図書館は、2,120千円の減額となる。体育施設は、逆に10,000千円増えている。

委員) 指定管理者制度は、経常経費の削減というのも目的の一つである。最初から現状より高い金額の提案でよいのか。非公募であるべきという説明も、公募でもいいと感じる説明もあった。もう少ししっかり考えられた方がよいのではないか。

また、図書館の説明の中では、実績のある団体で安価な金額を選んだという説明だった。そうであれば、この指定管理料が適切と、ある意味考えられるが、非公募で賃金体系なども考えないと、何をもとに非公募で進めるのか疑問が生じる。その辺を再度検討すべきではないか。

もう1点、体育施設の収入における自動販売機の設置についても考えるべきではないか。

生涯) 委員の意見はわかる。しかし、自動販売機の問題は、全庁的な課題として解決しなければならないと考える。

委員長) 一部の回答しかしてないが、まず、非公募としても、もう少し根拠となる説明が必要ではないか。本来の指定管理の目的である専門性或いは経費の問題もそうだ、現状より

指定管理料が高くなるのであれば、費用対効果についての部分をもう少し説得力を持って説明する必要がある。

委員長) 他に意見はないか。今後の日程について事務局から説明をお願いします。

事務局) 次回、第2回目の選定委員会は6月17日。会議において、今回の提案の審議、決定と併せて募集要項案の審査並びに指定管理者の選定方法の確認まで行いたい。

また、今回、初めて公共施設の売却の提案がなされた。この件についても、指定管理として公募するかしないかの方針だけ決定してほしい。

次に、6月17日以降の予定は、8月10日号の広報なかま並びに市ホームページにおいて指定管理者の公募を呼びかけ、1か月間の募集期間を設け、9月中旬に1次審査として書類審査を行い、10月に2次審査、プレゼンテーションを行い、11月中に指定管理者候補者の決定を行いたい。そして、12月の定例会に議案上程、可決後、協定の締結、事務引継ぎなどを3月中までに行う予定である。

委員長) 説明に対し、質問・意見はあるか。

以上で会議を終了する。